

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成20年2月29日(金) 開会時間 午前10時 4分  
閉会時間 午後 1時48分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫  
副委員長 石井 脩徳  
委員 臼井 成夫 大沢 軍治 望月 清賢 樋口 雄一  
進藤 純世 中込 博文 小越 智子

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

福祉保健部長 中澤 正史  
福祉保健部次長 藤原 一治 福祉保健部次長 鶴田 建次 福祉保健部参事 広瀬康男  
福祉保健総務課長 広瀬 充 監査指導室長 清水 郁也 長寿社会課長 三枝幹男  
国保援護課長 杉田 雄二 児童家庭課長 宮島 茂 障害福祉課長 山本 一  
医務課長 福富 茂 衛生薬務課長 水谷 均  
健康増進課長 渡邊 洋平

教育委員長 輿石 順一 教育長 ・瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀  
理事 樽林 信昭 次長(総務課長事務取扱) 広瀬 猛  
福利給与課長 飯窪 巧 学校施設課長 都築 敏雄 義務教育課長 杉原 廣  
高校教育課長 滝田 武彦 新しい学校づくり推進室長 山本 正彦  
社会教育課長 今村 孝男 スポーツ健康課長 今井三千雄  
学術文化財課長 竹井 保久 県史編さん室長 飯室 司

議題 第47号 山梨県奨学金貸付条例廃止の件

第48号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

第50号 平成19年度山梨県教育奨励資金特別会計補正予算

第51号 平成19年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算

第58号 平成19年度山梨県営病院事業会計補正予算

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午前11時15分まで福祉保健部関係の審査を行い、休憩をはさみ午前11時26分から午後1時48分まで教育委員会関係(午前11時57分から午後1時2分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

第48号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(老人医療給付費県負担金について)

小越委員 国保援護課の老人保健医療費の老人医療給付費県負担金が4億1,000万円ほど少ないんです。このところですけども、先ほどの説明でも少なくなったとありましたが、なぜ少なくなったとお考えでしょうか。

杉田国保援護課長 当初、前年度の実績等をもとに予算を組んだわけですけども、平成17年度に地方税法の改正がありまして、1割負担から3割負担に移行する方が出てきた。3割負担につきましては公費の助成の対象になりませんので、これが主な要因ではないかと思っております。

小越委員 地方税法の改正というのは、税金の負担が、今まで同じだったんですけども、住民税の増税ということで、今まで1割負担だったのが、現役並みの3割負担になったということで、この分が減ったということですよ。

杉田国保援護課長 はい。

(介護保険事業費について)

小越委員 税金の負担がこういうふうに医療費の本人負担に結びついているんだと思いました。このところではいきますと、高齢者の方の医療負担が多くなっているということが改めてわかりました。

次に、長寿社会課の介護保険事業費です。平成19年度見込みに対して下回ったということですけども、最初に、見込みは計画値と読みかえていいのでしょうか。計画値と見込みは違うのでしょうか。

三枝長寿社会課長 6ページが一番下の介護保険事業費でよろしいですか。

県の負担金は、現在の計画は平成18年度から平成20年度までの3カ年の計画でございまして、年度ごとに、各市町村が計画した介護給付を積み上げてございます。それに対して、市町村が当初から目いっぱい見込んでいるわけではございませんので、必ずしもおっしゃるような見込み違いということではございません。市町村の申請に対して改めてこちらで実質的な見込みを確認したところ、減ったということでございます。

小越委員 平成18年度の介護保険の運営状況を見ますと、計画値に対して下回っています。計画値を下回っている市町村が23で、ほとんどの市町村が計画を下回っているんですけども、この補正予算ではいきますと、平成19年度も18年度と同様に、計画値に対しても下回るという見込みと読み込んでよろしいでしょうか。

三枝長寿社会課長 そのように理解されて差し支えないと思います。

小越委員 平成18年度の実績を見ましても、介護認定者も増えておりますし、サービス利用者も増えているんです。使う人が増えているのに、計画値に対して給付が少ないのはなぜでしょうか。

三枝長寿社会課長 給付費は大きく分けまして、いわゆる施設関係とその他、いわゆる居宅関係に分かれております。例えば、当初の見込みに対しまして、施設の分が大きく減額になって、居宅の方が増えた場合、施設関係については、県の負担が17.5%でございますけれども、居宅関係については12.5%でございますので、そういったところでトータルとして増えても、県の負担は減ることはございます。

小越委員 ということは、どの辺の、どのサービスが減っているんでしょうか。

三枝長寿社会課長 申しわけございません。今、そこまで詳しい資料は持っておりません。

(障害児保育推進事業費補助金について)

小越委員 私が思っているのは、介護保険の負担割合が増えたり、サービスを受けることができない、今まで受けていた要介護1の方が今度、要支援1に移りましたし、ほんとうはサービスを必要な方がなかなか受けられない。サービス利用者は増えている、認定者も増えているのに、計画値より下回っているのは、利用料の問題、それから、そもそもサービスを受けたくても受けられない、はみ出してしまう要支援1の方、要支援2の方、そういう方のことがここに如実にあらわれているのではないかと考えています。来年度予算にもかかわるんですけれども、ぜひしっかりサービスが受けられるように、県独自の施策も含めて検討してもらいたいと思います。

最後ですけれども、3点目、福11ページの児童家庭課の障害児保育推進事業費補助金は、市町村への交付税措置による事業廃止ということですが、これは今までは、子供さん1人なのか、保育園なのかわかりませんが、単価は幾ら出ていたんでしょうか。

宮島児童家庭課長 1人月額3万7,000円でございます。それは県単の場合です。

小越委員 1人3万7,000円は、保育園にとっては、かなり大きな額だと思っております。これが来年度予算には全部廃止にはなっていないので、平成19年度の途中から、これは全部、地方交付税に変わったと理解をしているんです。さて、市町村に移ったということになりますと、市町村では満額出ているんでしょうか。

宮島児童家庭課長 基本的に交付税になっていますから、何に使うかは市長さんの判断だと思います。ただし、福祉保健部児童家庭課長としましては、障害児保育の分が交付税で来ているんだから、ちゃんとやってくださいという説得または指導をしていきたいと思っております。

小越委員 市町村により、3万7,000円が出ていないということも聞いております。市町村の地方交付税ですから何に使うかわからないということになってしまいますと、3万7,000円は金額が結構大きいです。保育園のお子さんの障害ですと、障害と認定されるまでに時間がかかったり、5歳児ぐらい

になってわかったりすることもあるようです。

これは補助金ですと、そのままそっくりストレートに補助されるんですけども、地方交付税になりますと、市町村の判断でうやむやになってしまいます。今、課長から、地方交付税が交付されているんだから、ぜひ市町村でやってもらいたいというお話があったんですけども、今まで補助金が出ていたものが、地方交付税になったためにうやむやにならないように、ぜひとも市町村をしっかりと強力に指導してもらいたいと思います。

場合によっては、調査もしていただきまして、今まで県が補助してきたものが、交付税になったからあとは知らないとしないようにぜひお願いしたいんですけども、そこを1点確認させてください。

宮島児童家庭課長　　そう考えております。

小越委員　　ぜひ調査も含めてお願いしたいと思います。

(県社会福祉協議会関係助成費につて)

進藤委員　　福2ページにある、福祉保健総務課の県の福祉サービス苦情解決事業費補助金56万5,000円ですが、人件費の増に伴う補正と書かれておりますが、苦情の件数が増えたということがありますか。何件くらい増えましたか。

広瀬福祉保健総務課長

ここの補正の額につきましては、人が変わりがちで、給与費、通勤手当等の諸手当が変わったということで、増額補正をお願いしているところがございます。今、委員がおっしゃられました、相談件数が増えたからここを増やすという話ではないです。

進藤委員　　わかりましたが、相談件数は1年間で何件くらいありましたか。

広瀬福祉保健総務課長

平成18年度の数字ですけれども、相談件数につきましては8件。そのほかに、相談はあったけれども名前を言わなかったりとか、施設名を言わないで苦情だけを言ってきたというようなものが16件ほどありました。そのほかにも、照会みたいな件数はたくさんあるようですけれども、相談を受けて処理をしたのは8件でございます。

進藤委員　　その8件のことですけれども、どんな苦情があったんですか。

広瀬福祉保健総務課長

苦情につきましては、例えば、介護のヘルパーさんが来て、態度が悪いとか、介護の仕方が悪いというような苦情を事業所へしたら、「このヘルパーさん以外だったら、送りませんよ」というような話があって、次に、事業者からの説明もなく、いきなり解除通知が来たから、介護を継続していただきたいというような相談。

あとは、保育所で子供がいじめられているんだけど、先生が何も仲裁をしてくれないとか、約束を守らなかったということで正座をさせられたとか、体罰を受けたというような相談があることを聞いております。

進藤委員　　事業所からヘルパーの介護の解除通知が来てしまったけれども、継続して

もらいたいという相談があったわけですね。それはどうしましたか。

広瀬福祉保健総務課長

これにつきましては、苦情解決委員会というものがございまして、その委員会の委員さんが、苦情を申し立てた人と施設の事業者の了解を得た中で、事実調査をさせていただく。その事実調査の結果、双方の言い分を聞いたりした中で、お互いに理解できれば、解決になるわけです。

言い分が対立してしまい両者の折り合いがつかない場合は、処理に対するあっせん案を委員会で作成しまして、それを提示します。そのあっせん案を両者が了承していただければ、それで解決しますので、1件の相談について、長いものでは何日もかかるし、現地で調査をしたときに、双方の意見を聞いたところで理解してもらえれば、そこで終わるといような形で、解決しているという状況でございます。

進藤委員

私たちの耳にもいろいろと入ってきますけれども、両方に言い分もあるだろうし、弱い立場の方の言うこともよく聞いていただいて、円満に解決する状況をつくっていただきたいと思います。と思っております。

もう一つ、福3ページにあります。これも関連があるような感じがいたします。一番下の福祉人材センター設置運営費の中で、福祉人材センター事業委託費がありますが、どのようなことを委託しているのでしょうか。

広瀬福祉保健総務課長

これは事業者たちを集めて、研修とか、事業所の情報交換とか、今の求職状況の内容とか、そういうものを調査して、情報交換するというようなことをさせていただいております。

進藤委員

よくわからないんですが、委託費は情報交換をする費用ですか。福3ページに、福祉人材センター設置運営費、169万円というのがありますね。その福祉人材センター事業委託費は、どのようなことを委託しているんですか。

広瀬福祉保健総務課長

これは県の社会福祉協議会へ委託しており、その委託料です。事業の内容といたしましては、福祉サービス事業へ就業を希望する者の登録を行ったり、社会福祉施設のサービス実施機関へあっせんを行う紹介事業と、それから、先ほど言いましたけれども、社会福祉施設関係の就職の説明会や、求人を希望している施設の事業概要、求人内容といったものを説明したり、福祉に関係のある社会人とか、高校生を対象とした、福祉の仕事に対する入門講座とか体験学習など、をやっているということなんです。

進藤委員

重要な仕事を委託してやっているわけですが、社会福祉協議会へ委託して、そのチェックは県でどのようになさっていますか。

広瀬福祉保健総務課長

先ほど言いましたように、講習会が実施されているのは、パンフレットとかがありますから、福祉保健総務課の担当が実績報告で委託の契約の内容のチェックをしています。

(甲陽学園再整備事業費について)

進藤委員

わかりました。

もう一つ、児童家庭課にお願いします。福12ページに甲陽学園再整備事業費が減額になっておりますが、内容をご説明ください。

宮島児童家庭課長

造成費につきましては、造成工事を早く行うために、6月補正ではなく当初予算に盛りました。その段階では、基本設計ができておりませんでしたので、基本設計をした段階で、あそこは傾斜地ですから、建物の配置をうまくした結果、もっと割安の造成費でできたということでございます。

進藤委員

安くできてよかったですね。この工事の進捗状況はどのようになっていますか。

宮島児童家庭課長

工事そのものは平成18年度から始まっておりまして、最終的には平成21年度までかかります。平成20年度は、建物関係では男子寮とか、体育館とかができ、本館は平成20年度の7月にはできる予定で、年度ごとに段階的に工事しているという状況であります。

進藤委員

私たちも視察させていただいたんですが、でき上がるのをほんとうに楽しみにしているわけです。入所者もきっと喜んでくれると思うんですが、入所者は今どういうところに入っているんですか。

宮島児童家庭課長

男子寮は「むつみ寮」、女子寮は「ますみ寮」という寮がありまして、そこで寝起きしております。

進藤委員

今、年次計画があるわけですがけれども、できるだけ早く完成するようにご尽力をお願いしまして、終わります。

(繰越明許費について)

大沢委員

説明を詳しくお聞きしたいことがございます。聞いていて、繰越明許費が多いんです。福8ページの長寿社会課の繰越明許費、福19ページの障害福祉課の繰越明許費、福22ページの医務課の繰越明許費、これはもう少し具体的にご説明をいただきたいと思っております。

三枝長寿社会課長

それでは、繰越明許費につきましてご説明をさせていただきます。長寿社会課の関係では、養護老人ホームの和告寮の改築を現在行っておりますけれども、それにつきまして、繰り越しをお願いしているわけでございます。私どもの予算は6月補正予算でお願いしたわけでございますけれども、昨年6月20日に、建築基準法が改正になりました。この改正の概要は、一定規模以上の建物の構造計算適合性判定制度の導入や、審査期間の延長、厳格な審査が主な内容でございます。

まず、建築の確認申請を受理していただく前に打ち合わせ等を行うわけですが、事業者でも、改正の中身とかそういったものをいろいろ勉強したりとか、あるいは関係機関に事前に相談をさせていただくんですけども、実は国土交通省のプログラムが出てくるのが非常に遅くて、なかなか受理していただけなかった。私どもの関係で言えば、確認申請を受理していただいたのが12月という状況でございます。それから一般競争入札を実施するという手はずになっておりますので、その入札に至らないということで、

今年度予定をしております事業量はこなせないということで、繰り越しをお願いしているということでございます。

山本障害福祉課長 福19ページの障害福祉課関係の繰越明許費の関係ですけれども、今、長寿社会課長が言ったように、基本的には、昨年6月20日の建築基準法の改正によって、いわゆる構造計算に対応できる設計事務所が非常に少ないということで、発注した設計事務所から変更後の構造計算書が上がってくるのが非常におくれてしまった。これは全国的な問題で、関東財務局もそういうことで承認をいただいております。

福富医務課長 医務課の医療施設近代化施設整備費補助金でございます。これは6月補正で計上いたしまして、すぐ峡西病院におきまして、病棟の改築工事にとりかかっておりますけれども、請負業者への鋼材の納入が遅れまして、その結果、躯体工事に取りかかるのが遅れたということで、全体の事業が後ろ倒しになっております。その結果、年度内の完了が難しくなったことから、繰り越しの事業として計上しておるところでございます。

大沢委員 工事がおけているということだね。

福富医務課長 はい。

(甲陽学園再整備事業費について)

大沢委員 建築基準法の改正が響いてくることは想定していたんですけれども、大変だなと思うんですが、これは了承しました。

それから、今の進藤委員の質問に関連をして、甲陽学園の5,000万円の減額は大きいですよ。工事はどちらの会社で行っているんですか。

宮島児童家庭課長 竣工式、起工式に行きまして、あいさつをしたんですが、今、忘れておまして、手元に資料がありませんので、申しわけございません。

大沢委員 5,000万円という工事は大きいですよ。今、あちこちの建設会社の倒産があります。どこかわからないということですが、ぜひ県内業者にやっていただきたいということなんです。たたき合いをやった結果が5,000万円の減額ということにならないように留意していただきたいということです。わかる範囲でいいんですけれども、5,000万円という数字の違いを教えていただけたい。

宮島児童家庭課長 建物の基本設計ができたのが、実を言うと3月です。当初予算で造成費を計上したので、そのときには正確な造成費が計算できていなかった。あそこは傾斜地ですから、例えば建物の面積も狭めたし、傾斜地ですから、谷側は3階だけど、山側は2階とか、そういう基本設計をした上で造成をしたら、かなり低額でできた。決してたたき合いでという話ではありません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第51号 平成19年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第58号 平成19年度山梨県営病院事業会計補正予算

小越委員 福31ページのところで、人件費の増による一般会計負担金繰入とあるんですけども、人件費の増とは、人数が増えたのか、具体的に、もう少し詳しく説明してもらいたい。

福富医務課長 人事院勧告による増と超過勤務手当の増でございます。

小越委員 補正予算説明書の182ページの補正予算給与費明細表によりますと、先ほど、退職者の増に伴ってということがあったんですけども、退職者は何人いるのでしょうか。その職種というか、内訳もおわかりでしょうか。

福富医務課長 退職者につきましては、トータルで60名を見込んでおりまして、うち看護師で申し上げますと、おおよそ40名になっております。その他、医師やコメディカルスタッフになります。

小越委員 60人を見込んで、今回、3億4,000万円。182ページを見ると、退職手当は2億4,700万円ですけども、退職者60人の見込みの2億4,700万円は、新たに2億4,700万円にしたので、当初の予算から60人分を計上しているのか。今回、2億4,700万円は何人分ですか。当初から60人分を見込んでいるのですか。

福富医務課長 当初予算におきましては、定年退職の見込みと、自己都合につきましては、過去10年分の平均を置いております。人数にしますと、57名程度分という額で計上してございましたけれども、実際には自己都合等で人数の変動がありまして、そのトータルの見込み額の差額分について、補正として計上させていただきます。

小越委員 ということは、最初は57人を見込んでいたけれども、今度、60人になったから、引き算ですけども、新たに3人分の退職手当で、2億4,000万円を入れるということですか。

福富医務課長 一人一人、この人ということで予算計上している形ではありません。当初予算で見込んでいた額があり、最終的な見込みは当然、個別の人があるわけで、最終的な見込みを立てました。ですから、人数としては3人分ですけども、3人分で幾ら増えたということではなくて、あくまで全体の退職給与の必要額の差額分を今回、補正として計上させていただきます。

- 小越委員 2億4,000万円と金額が大きいんですけども、たしか前の年も、2月補正で2億何千万の退職手当でプラスの補正を出しているんですけども、毎年、見込みより多く出るのでしょうか。なぜ多くなるのでしょうか。
- 福富医務課長 先ほど申し上げましたとおり、10年分の平均をとって計上させていただいております。その結果、多い年につきましては、その分、最終的な補正を組ませていただいて、計上しているところでございます。
- 小越委員 182ページを見ますと、時間外勤務手当が、1億1,000万円くらいですけども、時間外勤務手当が金額的にも多いですね。労働条件、労働時間がどうなっているのかが心配です。とりわけ看護師さんや医師の時間外勤務が多いのでしょうか。どのくらいでしょうか。
- 福富医務課長 申しわけありません。ただいま、看護師等の時間外の内訳については、手元に資料がございません。
- 小越委員 1億は多いかなと思います。これは当初ではなくて、補正だから、普通の見込みよりも時間外勤務手当が多くなったということになりますと、当初よりも時間外勤務を長くせざるを得ない状況にあるのではないかなと思ひまして、ここは心配しているところです。  
それと、医業費用で3億2,000万円ですけども、財源はどこから出てくるんですか。
- 福富医務課長 今回の予算につきましては、トータルとしては、先ほど申し上げましたとおり、10億6,600万円の赤字になっております。委員のご指摘は、現金をどうするのかということかもしれませんけれども、これにつきましては、今申し上げた収益的収支の中には、現金を伴わない支出もございますので、こういった中で、現金の資金繰りという意味では賄っていけるという状況でございます。
- 小越委員 ということは、新たに赤字の借金をつくるのではなく、資金繰りの中に出てくるということだと思ふんですけども、資金繰りの、どこの費目から出るんですか。
- 福富医務課長 まず1点目として、収益的収支はあくまで赤字でございますので、そういう意味では、このままでいけば、新たな赤字が発生するということです。あくまで、今おっしゃっているのは、現金をどこからかということですけども、現金に色分けがしてあるわけではございませんので、トータルの収入の中から払っていくということでございます。
- 小越委員 よくわからないんですけども、やりくりで、現金が出ていくわけではないんですけども、例えば減価償却費のところから出すのか、それとも、現金預金のところからとか、予算上のどこの費目を当てて、そこを引き算していくのでしょうか。
- 福富医務課長 例えば、退職金に当てる財源は何でと収入が決まっているということではございません。あくまで収入は収入として計上いたしまして、一方で、支出

は支出として計上しておりますので、収入の中で必要な支払いを当てていくということでございます。ご指摘の部分につきましては、特定の財源のどこからという色分けがされているわけではないということをご理解いただきたいと思っております。

小越委員

普通の企業ですと、退職給与引当金を100%近く当てているんです。県営病院の場合は赤字ということで、退職給与引当金を入れていないんですけれども、例えば退職者が60人ではなくて、65人になった場合になりますと、退職手当がまた増えるわけです。そうなりますと、これからずっと、やりくりの中から退職給与引当金、退職金をどこからだしていくのか、減価償却費の部分から内部留保という形で出していくのか、現金預金のところに積んでいくのかということところは、今後、どのようにこの決算状況が変わっていくのですか。

福富医務課長

あくまで支出という意味で申し上げますと、退職金とその他の給与等について、支払わなければいけないという意味では違いがあるわけではありませんので、あくまで今後の支出をどう賄っていくかということであると思っております。その点は、経営改善をする中でしっかりと経営強化をしていくわけです。一方で、退職給与引当金につきましては、赤字の状態では退職給与引当金を積んではいけないというルールがありますので、それについては、今の段階では引き当てで備えることはできないことになっております。

小越委員

健全な経営状況をどうするかということ踏まえますと、経営形態がどうなるかわかりませんが、退職者が急に増えた場合、どう想定するのか、不安になってくる限りです。積めるものは積んでいただきたいと思うんです。今、積めない状況ではありますので、それを経営改善していただきたい。

先ほどの、時間外勤務手当が1億円あるというのと、それから、全体の中での3億円のところで、毎年2億円、3億円が出ていく中では、当初見込みの中でもう少しやりくりできるのか。というのは、毎年、決算のときにこれだけ大きいものが出てくるとなりますと、退職者が増えれば増えるほど、ここが大きくなっていくと、見込みがなかなかつくれない中では、病院内全体での退職者を出さないような取り組み、人を確保する取り組み、そこをやっていただきたいと思っています。182ページを見ますと、一般職員の職員数はマイナス2ということですよ。2名減るということは、労働条件がまた悪くなっていくのではないかと思います。その今後の改善見通しを少し示していただきたいと思っております。

福富医務課長

人材の確保という点でございますけれども、医師と看護師、その他メディカルスタッフ、また事務職も含めて、それぞれ職種ごとにいろいろと特徴もございまして、全く同列に扱うわけにもいきませんが、医師につきましては、院長はじめ、各医局で、それぞれ医学部に働きかけを行いながら、確保に努めているところでございます。また、看護師につきましても、今年度は第2次募集を行うなど、年度中途の採用もしながら、できるだけ人員確保に努めておるところでございます。そういった年度中途の採用など、できることに取り組みながら、病院のサービスに支障がないような人材確保に努めていきたいと考えております。

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 教育委員会関係

第47号 山梨県奨学金貸付条例廃止の件

質疑

小越委員 県単独、県独自の奨学金は何年から始まり、つくられた経緯、理念はどのようなものだったのでしょうか。

滝田高校教育課長 県の奨学金は昭和26年に貸し付けを始めてございます。これは先ほど申しました、日本育英会奨学金の枠が少のうございました。それを補うこととして県奨学金が運用されたという記録となっております。

小越委員 みどり奨学会の奨学金が充実したと理由があるんですけども、どのように充実したのでしょうか。

滝田高校教育課長 現在、みどり奨学会の受給者は、平成19年度は637名でございますが、現在のみどり奨学会の運用能力といいますか、資金力が900余名という資金力を持っております。それが徐々に充実してきたということでございます。

小越委員 山梨みどり奨学会は、所得基準は県よりも枠が広く、受けられる基準が緩やかだと思っておりますけれども、学力の基準が3.5以上となっておりますよね。そうしますと、3.0、2台の方々はこれを受けられないとなるのでしょうか。今後の充実はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

滝田高校教育課長 今ご指摘のあったとおり、3.5以上という規定ではございましたが、これまでも弾力的な運用を行ってまいりました。3.3まで、あるいはそれに近い成績の者までという運用を行ってございました。これに対しまして、県の奨学金はさらに緩やかな運用を行ってまいりました。

今回、ご指摘のとおり、家計については、みどり奨学会の緩やかな規定をそのまま運用し、学力等についても、県の奨学金の規定運用に合わせていきたい。つまり、ちょうどすき間があって受けられなかった生徒も、これからは対象にしていきたいと考えております。

小越委員 そうしますと、今まで、3.5ではなく、2くらいのお子さんも含めて、申請があれば、枠がある限り拾っていただけることになるかと思っておりますけれども、先ほど900名くらいキャパシティがあると言ったんですけども、今は637名ですけれども、どのくらいの方が増えると見込んでいますか。

滝田高校教育課長 現在申し込みをしている生徒を類推するに、800名近くが申し込んでくるのではないかと予測してございます。

小越委員 800名は前よりは増えてはいるんですけども、これは12月議会でも聞いたんですけども、授業料減免を受けている方が1,300名くらいいらっしゃると思います。「少子化に伴い、奨学生の数が減少した」ということでは

なく、どちらかといいますと、授業料免除者、減免の方は増えておりますので、経済的に困難なご家庭の方は増えていらっしゃると思うんです。だから、「少子化に伴い、奨学生数が減少した」というのは、当てはまらないのではないかなと思うんです。それよりもむしろ、家計の基準の問題、学力の基準、そして、もう一つは返還することですね。県の奨学金は、今まで15年だったんですけども、みどり奨学会では、返還は何年になるんですか。

滝田高校教育課長 約10年でございますが、ただ、進学等により猶予される期間もございますので、十分な返還が可能と考えております。

小越委員 返還しなければならないというところが、子供さん、家計にも響いてくると思います。少子化に伴いではなく、実際は、経済的負担が増えているということだと私は思っております。

800名ではなく、本来ならば、減免を受けていらっしゃる方々のこの数字に近いのはもちろんですけども、小中学校の就学援助を受けていらっしゃるお子さんはもっといます。それでも受けないのは、返還があるということ、学力基準のところ、「うちはちょっと無理かな」というお子さんも出てくるのではないかなと思います。

例えばほかの県ですと、県独自ですとか、育英会のほかにもやっているところがあると思うんです。そういうものはどのようになっていますか。

滝田高校教育課長 ご指摘のとおり、これまで行っていました日本育英会、国の事業としての奨学金制度はすべて県の事業として委託されていますので、県単独で行っているところがほぼ半数、財団法人に委託しているところがほぼ半数でございます。結果として、それらのところはすべて、日本育英会がなくなった県の事業になってございますので、県単独の奨学金は順次、山梨県と同じような形の県単独奨学金ではなくなってきております。

小越委員 私はホームページで幾つか見たんですけども、例えば山梨県のように、対象になっている方、受けている数は少ないかもしれませんが、北海道では学力基準なしとか、奨学金ではありませんけれども、遠距離通学に対する補助金が出たりしているところもあります。

減免が1,300名にも増えておりますし、経済的困難者が増えているのは確かだと思うんです。それに、返還があるから大変ということが含まれているんだと思うんです。私は、今、経済的困難が広がっている中では、奨学金廃止ではなく、もっと充実していく。例えば学力基準がなしでもいい。返還期間をもっと延ばす。そのようにして、県の奨学金をもっと充実していかないと、元の育英会のところは、全体の高校以外の大学のお子さんの奨学金の返還が大変なことになっていることもあります。補完するという形も含めて、育英会をもっと上回る、県としての充実した奨学金の条例をつくるべきだと思います。廃止ではなく、充実する形で行くべきだと思いますので、私はこの条例廃止について、反対をしたいと思います。

## 討論

小越委員 先ほども言いましたけれども、もう一つつけ加えさせていただきますと、7,000万円を超えたお金が一般会計に繰り出されるということで、これに伴いまして、特別会計が廃止されると聞きました。7,000万円のお金

は子供たちに使われるという見込みはありません。格差と貧困があり、経済的負担が困難なお子さんがいらっしゃる中では、廃止ではなく、もっと充実するような方向でこの条例をつくっていくべきだと思います。廃止について、私は反対をしたいと思います。

採決 起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第48号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(地域教育推進事業費について)

小越委員 まず、教育委員会の社会教育課の地域教育推進事業費の放課後子供プランのところが減額になっているとお聞きしたんですけれども、全体の既定の予算額7,500万円に対してマイナス5,300万円ということで、金額がかなり大きいんですけれども、どうしてこうなってしまったのか、経過をご説明いただきたいと思います。

今村社会教育課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。平成19年度予算につきましては、実施主体であります市町村の意向調査等も行いながら決定をしたところございまして、市町村の意向を最大限に事業に実施できる規模にしたいということで対応してまいりました。最終的に、市町村運営委員会の経費、あるいはコーディネーターの設置の経費、各教室への補助金、教室に対する開設準備費と、大きな費目はそういうものがございまして、予算編成時に予定をしておりました市町村の実施、開設した教室等も見込みより少なかったということ、それから、開設日等も少なかったことがございまして、このような減額になった経過がございまして、

小越委員 予定していた市町村の実施が少なかったと言うんですけれども、市町村も考えていたけれども実施ができなかった、その原因は何でしょうか。何がネックになっているのでしょうか。

今村社会教育課長 市町村は、初年度ということもありまして、検討後、一応、見せていただきまして、私たちも説明会の開催に行ったり、それぞれの質問等にもお答えをしながら、お願いをしてまいりました。実際には市町村で、放課後子供教室と、それと同時に、放課後プランということで、学童保育も進めていたところございまして、市町村によってはその辺との兼ね合いがあったとも聞いております。ただ、子供たち、すべての小学生を対象ということでありまして、そんなふうをお願いしてきましたけれども、様子を見ながらというようなところもあったのかもしれない。初年度は、意向調査の段階では52教室開設する予定でありました。最終的には現在の数になったという経過がございまして、

小越委員 予定の52教室が何教室になったのでしょうか。

今村社会教育課長 10月の最終申請締め切りの段階で、平成19年度は37教室ということで開設していただきました。

小越委員 学童保育と放課後子供教室と2つやっていただくということで、目的が違いますし、学童保育は福祉保健部で所管しているかもしれませんが、学童保育と一本化ではなく、それぞれ別の役割を担っていると思っています。ただ、放課後子供プランの場合は、ボランティアの方をどう組織するのか、それから、お金の問題、それから、学校の中でと一応なっていますけれども、学校側との協力の問題、空き教室の問題、そういうところがネックになっているのではないかと思うんですけれども、どこが問題でできないのか、市町村教育委員会との話し合いの中で、県教育委員会はそこをどのようにつかんでいるのでしょうか。そこが知りたいんです。

今村社会教育課長 市町村それぞれの実情といたしますが、事情等がございまして、スタッフの問題、それから、先ほど話題に出ましたけれども、それぞれに例えば予算的なこともあったのではないかと考えております。県では最大限、活用していただけるように取り組んできたところですが、一番大きなものは、場所、スタッフ、そういったものの確保等も難しかったとも聞いております。

小越委員 スタッフの問題、予算の問題は、社会教育課だけでは改善できません。どちらかというところ、小学校、義務教育の学校の先生方の受けとめ方、学校の先生方がどのようにそこにかかわっていくのか、ボランティアの地域の皆さんとのコーディネートはだれがするのかということを含めまして、義務教育課のほうから、学校側の受けとめ方はどうでしょうか。

杉原義務教育課長 学校側の施設を使ったりすることもあるわけで、行動プランの中身によっては、教員の協力がなくしては、なかなか難しいものがあるかなと思います。現実にそうした施設も幾つかはありますが、そうしたときに、やはり同じ子供を預かる身として、どんなところで協力できるか。器具の問題、管理の問題等がありますので、そうした意味では、それぞれの学校は、受けとめた学校は積極的にかかわっていますけれども、まだまだ解決しなければならない課題が多いと考えております。

(教員免許管理システム整備費について)

小越委員 社会教育課だけで「やってください」と言いましても、この問題は、お子さんの管理の問題や施設の管理の問題も含めて、受けとめる学校側は「関係ない」というわけにはいかないと思うんです。であれば、なぜここが出てきたのか、子供の居場所をどうするか、安全確保の問題ですよね。社会教育課だけでなく義務教育課も含めて、地域を巻き込んでやることになると、そのコーディネーターがないと、ただ、「やれ、やれ」と言われても、受けとめ方がまちまちですし、お金の問題、スタッフの問題がありますので、そこは課をまたがって、義務教育課、社会教育課、それから、地域の皆さんをどうするかと。国の予算が少な過ぎるというのがありますよね。ボランティアにかかるお金が少ない。足りない予算であれば、県として率先しているのであれば、プラスをするくらいのことを考えて、来年度はぜひやってもらいたいと思います。要望しておきます。

違うところですが、6ページの義務教育課の教員免許管理システム

整備費2,598万円のところです。教育職員免許の更新ですけれども、この具体的な中身をまずお示しいただきたいです。

杉原義務教育課長 教員の免許更新は、ご存じのように、昨年6月の改正教育職員免許法の成立によりまして、新たにスタートすることになったものです。教員が最新の知識、技能を身につけることによって、自信を持って、国民の信頼にこたえるような学校教育をしていくと。そうしたために、10年間ずつ、免許更新をしていこうというものであります。2年間で30時間の更新講習を受講、講習が修了した者については、県で、「講習が確かに終わりました」というふうな証明を出していくものです。

小越委員 10年で更新というんですけれども、10年にするという根拠は何かあるんですか。

杉原義務教育課長 これは法律で定められたものでありますので、それに沿ってやっていくということでございます。

小越委員 講習を受けますと、県が認定するというのを今、おっしゃったんですけれども、講習を受けた方は全部、県教育委員会が認定するのでしょうか。中には認定できないというケースもあるのでしょうか。

杉原義務教育課長 これは大学で受講が終わった方に、確かに講習の中身が伝わりましたというふうな、認定なり、検定なり、試験なりを行うと聞いております。それにパスした方々については県が認定をしていくということです。

小越委員 この改正案の中で、前に受ける必要のない人もいるとあったんですけれども、講習を受けなくてもいいという方はいらっしゃるのでしょうか。

杉原義務教育課長 例えば、管理職であるとか、指導主事であるとか、優秀教員になった方については、10年たって1回目のときのものを受けなくていいというような規定があります。

小越委員 優秀教員はだれが決めるのでしょうか。

杉原義務教育課長 現在、本県でやっている優秀教員につきましては、各学校、地教委の推薦があった者を県で選考しまして、国へ届けますと、国でその方々を優秀教員として認める、表彰するという制度であります。

小越委員 もう一つ、県教育委員会が、不適切な教員の場合は、また違うルールで認定の研修をやると聞いたんですけれども、県教育委員会が実施した場合にはその後の措置の仕方がまた違ってくると思うんですけれども、不適切教員と認定された方の場合、どうなるのでしょうか。

杉原義務教育課長 いわゆる指導力不足の教員として認定された方のことだと思うんですけれども、そういう方には指導の改善研修を受けていただく必要があります。そして、その研修の期間中は認定講習を受けることができません。それが終わりましたら現場復帰となれば、その時点で、今度は認定講習を受けることができるようになります。

小越委員

この教育職員免許法の改正そのものに、私は不安を抱いております。なぜ10年で更新しなければならないのか。先生方の身分が不安定になるというのが一つあります。先生方は直接子供たちに接しますので、適切な、今のやり方でも研修を積めると思っております。先ほども、受ける必要がない方、優秀教員は県教育委員会が大体決めていくと。受けることが不適切な方は、不適切となると、免許更新の講習そのものを受けられないんですよね。この不適切と決めるのは県教育委員会です。県教育委員会の中で決めていくには、やはりさまざまな問題があると私は思います。これまでの講習の中でも十分できると思いますし、免許の更新は、教員の人たちは専門職にもかかわらず、不安定な身分に置きますし、同時に盛り込まれている、不適切な教員というのは、人事管理が厳格化される恐れがありますので、私はこれについては反対をいたします。

進藤委員

今の免許のシステムの費用について関連ですけれども、そのシステムの中へ組み込まれる先生方の範囲は、どのようになっていますか。

杉原義務教育課長

現在、教職についている方々です。先ほど言いましたような指導主事、管理職、優秀教員で表彰された方々を除く現在、教員になっている方、また、これから教員採用を受けようという方、また、一時的、臨時的、代替などがかかっている方、そうした方々については受講することができます。

進藤委員

今、講習のことでしたね。6ページの教員免許管理システムは、免許を取得している教員の方がシステムの中に打ち込まれるわけでしょう。免許を持っている方は、かなりいらっしゃると思いますが、現職をもとにやるんでしょうか。

杉原義務教育課長

現在、教員免許は都道府県ごとに管理しております。例えば、私が山梨大学を出れば、山梨大学を出たから、山梨県の教員免許を申請しております。たまたま山梨県で教員をやっていますけれども、他県へ行ってやっていらっしゃる方もいます。結婚して名前が変わっている方もいます。だれがどういう免許をどこの大学で持っているのか、今は全くばらばらで、都道府県ごとに把握しているだけです。私たちも、教員になったときに更新制になるとは思っていないので、採用のときに届けて、そのままになっておりますので、だれがどういう免許を持っているのか、現在の教員の中でも確認をもう一度し直さなければいけないこととなります。

そうしたことで、今、差し当たっては、現職の教員、先生方の確認作業をしております。全国的には約500万件、山梨県だけでも3万9,000件、打ち込まなければならない件数があると把握しております。

進藤委員

そういうシステムは膨大な資料になりますので、かなり時間がかかりますよね。大体いつごろまでにそのシステムはでき上がるんですか。

杉原義務教育課長

各都道府県でそれぞれ別の打ち込み方、入力の方をしてもだめですので、先ほども言いましたように、山梨県で働いている方々もいろいろな都道府県で取っていますので、全国の都道府県が共同でシステムを開発しないとなりません。そうしたシステムを今、開発中でありまして、それも含めて、一応、夏までにはデータ入力を終わりたいと思っておりますが、現在、システムの開発中ということもありますので、まだ確かなことは言えない状況です。

進藤委員 法律が変わりまして、初めてその改正教育職員免許法を実施していくわけですけれども、その前の段階で、試行というような制度もございませうか。

杉原義務教育課長 全国的には、文部科学省で試行するようにということが出ております。主に大学に講義を開いてもらうわけですけれども、特に、その大学のほうに試行してもらいたいということになるだろうと思います。県とすれば、作業はどんどん進めていかなければなりませんので、試行と先生がおっしゃっている部分は多分そこだろうと思いますが、山梨大学でも試行については前向きに検討しているという話を聞いております。

進藤委員 もう一つ。そうすると、30時間の講習を受けるということですから、いつ受けるか、その時間を確保するために、代替の先生方とかはどのようにお考えですか。

杉原義務教育課長 法的には、1年間の中でどこでも開いていいことになっているわけですが、本県の場合、今、山梨大学と実際の受講の場面を想定して、いろいろ打ち合わせをしているんですけれども、できれば夏休み中、冬季休業中、夏休みを基本とした長期休業中にやっていただきたいと、そういうお願いをしております。

(埋蔵文化財調査費について)

大沢委員 14ページの学術文化財課。埋蔵文化財調査費が莫大な減額ということ。目的があつてのことではしょうが、これだけの金額になったことの詳しいご説明をいただきたいと思ひます。

竹井学術文化財課長

埋蔵文化財調査費の9,362万円の減額につきましては、いわゆる国や県の開発事業の実施に伴う発掘調査の経費でございます。大きなものとしたしまして、国土交通省の青柳の河岸周辺の甲西バイパス等の整備、これに伴う青柳の河岸の発掘調査の実施の予算を計上しましたところ、試掘調査をした段階でそこに遺跡がなかったということで、約5,000万円近い減額補正が発生しております。

それ以外に、都留バイパスの事業におきましても、玉川金山遺跡等において、約200万円の減額、さらに、前間田遺跡にかかるリニア実験線の事業費でございますけれども、今年19年度に事業の用地とあわせて発掘調査の経費を計上したんですけれども、その事業がまだ発掘調査に至るよな状況になっていないということの中で、約3,200万円の不執行になっております。

大沢委員 わからないでもないですが、予定したところが実際は出なかったということが理由になるかどうかわかりません。大体、この辺がそうだろうというのは、いろいろな調査をなさつて、本格的にやろうというのが普通だと思うんです。埋蔵文化財は殊に、一回つぶしてしまうと作り直しはできませんから、残すべきものは残す、発掘するものは発掘する、そして、調査研究で残すものは残すということが望ましいんですけれども、「らしい」ということでやると、結局最後にはこういうことになってしまうんです。

それで、確実に埋蔵文化財があるんだと。例えばこの教育厚生委員会で景

徳院に行きましたね。あのときに、首なし地蔵のところに勝頼の主従が埋まっているらしいということが、言い伝えとして残っているということですが、予算の中にはこれを発掘するという予算が載っていなかったということで、地元の教育委員会で、何とか県でつけてくださいということでやっていたんですが、そういうふうなものに、やってみたらあるということが出た場合にはどのような対処をしているか。こういうものへは回せないか。目的が違うと言えば違うかもしれないけれども、埋蔵文化財調査費で回せるものだったら、回すことはできないでしょうか。それを伺いたい。

竹井学術文化財課長

この約9,300万円の減額の経費につきましては、あくまでもお金を出すのは事業主体でありまして、その事業主体からの依頼に基づいて発掘調査をして、記録保存をする中で、その遺跡を、埋め戻しなりをして、その上に例えば道路が走るとか、そういう事業の中身でございます。

景德院の事業につきましては、あくまでも発掘調査をして、それを保存する。要するに、後世の方々に引き継いでいくと。いわゆる、ここにこういうものがあったというのを確認する中で現場に保存していくという事業でございますので、事業の性格としては全く違うと考えています。

この経費につきましては、金銭の出所につきましても、開発事業者が負担する経費でございます。この事業は、そこにあった埋蔵文化財は記録保存という名のもとになくなってしまおうという事業でございます。

(博物館費について)

大沢委員

言っている趣旨はよくわかりますが、いずれにしても、先ほど言いましたように、つぶしてしまうともう復元できませんから、ぜひ保存とか、あるいは記録をとることに大いに努力していただきたいと同時に、今言った景德院の調査については、前々から、首なし地蔵のところが武田主従の墓だろうということなので、その辺一帯を調査するときには、そこも含めて、できるような予算の柔軟性を持たせることをして、とにかく文化財は残していく。子供の教育やこれからのために残していくことを強く望みたいと思います。

続いて、次の16ページの県立博物館へ行った方々から話を聞くんですが、入り口があまりにも整理されてい過ぎるんです。九州の大宰府の九州国立博物館に行くと、入り口に入った途端に何となくなごみを与えるようなものがある。そういうものが県立博物館にはないんです。例えばコーヒーを飲みたいと思っても、コーヒーを飲む場所がないと。奥に食堂があるというふうなことで、もう少しあの辺を、入ってすぐ、なごみが出るようなことを事業の中で何とかできないものだろうかとはつくづく感じたんです。そういう予算づけはしていなかったんでしょうか。あるいは、そういう声は聞いていなかったんでしょうか。その辺を聞きたいです。

竹井学術文化財課長

県立博物館のロビーにつきましては、入館して、なるべくゆったりとしたスペースということの中で考えております。また、駐車場から玄関を通りまして、真正面の正面玄関に至る経路につきましては、いわゆる現実から隔離された世界、別の世界、異次元の世界に入り込むという考え方を基調に、駐車場との境もつくった設計思想になっております。これはほかの館におきましてもすべてそうですけれども、いわゆる現実の世界から異次元空間に入って、その中で芸術を楽しんでいただくという、考古博物館、美術館等におき

ましても、そういう設計思想がずっと流れております。ロビーにつきましては、博物館においては、四季折々に、ぶどう等々の展示、あるいは、企画展等におきましては、なるべく来館者の案内等も含める中で対応するように、広い空間という部分を想定している、こういうふうを考えております。

(地域教育推進事業費について)

大沢委員

わかりました。

それでは、元に戻させていただきます。先ほど小越委員から話が出ました社会教育課のことで、10ページの地域教育推進事業費のところですが、私は去年、今年と考えてみたんですが、合併する前の旧町村時代は、それぞれの町村で、社会教育ということで、いろいろなイベントや、婦人学級であろうと何であろうと、社会教育的なものが行われてきたんですけれども、合併したところ、あちこちでそれがなくなってきているんです。そういうふうなこと等が原因で、町村からこういうものに対しての、あまりいろいろな事業をやりたくないということで、各町村から社会教育的なそういうふうなものが上がってきていない、開催されていない、予算要求がないというふうなこともあるんじゃないかと思うんですが、その辺をお聞きしたいです。

今村社会教育課長

私どもがかかわっております、いろいろな社会教育団体等も、市町村の合併に伴って、それぞれの市町村のものが大きな1つの団体にということで、それぞれ市町村で努力、工夫をされて、新しくスタートをしていると思っています。ただ、放課後子どもプランといった事業については、なかなかきびしいと聞いています。スタッフが分掌する業務量が、相変わらず増えているということは耳にしておりますから、今回のこのような事業についても、そういった中で、各市町村にご理解をいただきながら、可能な限りでやっていると認識しております。

大沢委員

最後に、今、私が指摘したものが、文化財にしても、いろいろなことで、かなり減額が出てきているんです。そういうことですが、現地へ行って聞きますと、「県の助成金が少なくて」という声を聞くんです。けども、上がってくるのは減額になってきているから、「あれ、どちらがどうなんだ」と思うんですが、各市町村との連絡をとりながら、せっかく計上した予算ですから、それが有効に活用できるように、そして、市町村から、「県のほうでもって少なくて、だめだ」ということのないように、その辺はぜひお願いを、要望をして、私は終わります。

(家庭教育推進事業費について)

進藤委員

もう1点、お願いします。10ページの社会教育課のよい子が育つ家庭教育推進費の減額についてですが、その内容を教えてください。

今村社会教育課長

家庭教育力向上プロジェクト推進事業という事業でございます。中身につきましては、山梨親学習プログラムの作成にかかわる分でございます。減額補正の内容につきましては、これは当初、見積もりをいたしておりました印刷製本費が入札等の中で安くできたということで、この額の減額をお願いしたところでございます。

進藤委員

そのお金を使って、もうちょっと部数をたくさんつくって、できるだけ有効活用したらいいなと今、思ったんですが、この冊子ができ上がったようで

すが、それをほんとうに有効に活用していただきたいと思うんです。先ほども大沢先生の方からお話がありましたが、小さい単位の町ときは、学校と家庭が非常によく行き来したり、小さな集会を持って、各地区で先生方と触れ合いをしながら、いろいろな問題を話し合ったというようなことがいっぱいあったんですが、最近は勤めているお母さん方も多いせいか、各地区懇談会のようなことがなかなか行われないうんです。今、家庭教育的な重要性をほんとうにひしひしと感じています。いろいろな問題は、すべて親の家庭教育の関係で現象があらわれてきていることをしみじみ感ずるわけです。

ですから、今回つくられた冊子の中身がどのようなものか、まだ拝見していないので、また見させていただきたいんですが、その中身を簡単にお話しできれば、お願いしたいです。

今村社会教育課長 山梨親学習プログラムにつきましては、子供を持つお父さん、お母さん方が自信を持って子育てに当たっていただけるようにということで作るものです。基本的には、小さなグループでも、小中学校のPTAとかそういったところでも、県でやっております各事業の中でも、あるいは企業等、そういったところで、こんな研修がやりたいというようなときにも活用していただけるようにということを目指してつくっております。

内容としては、親の世代も、幼児を持つ人とか、小学生、中学生、あるいは高校生とあるわけですがけれども、小中学生くらいまでは主に保護者を対象、中高校生については、将来、親になりますから、そういった視点でも学んでもらえるようにということも考えて、中身はそういった年代別に、あと「心に関すること」とか、あるいは「体に関すること」、「コミュニケーションに関すること」、「生活に関すること」、「家族に関すること」の5つの領域を、今のような、それぞれの年齢の子供を持つ年代の保護者等を対象にした中身として、おおむね25テーマをつかって、冊子としてまとめました。

冊子は、ワークシートを参加して学習する人たちすべてにお渡しして、そこから活用するような、記入をしたり、話し合いをしたりとか、いろいろなことに使えるようなものと、もう一つは、学校では例えば先生方が指導案というような形で、1時間の授業の流れを、最初の10分はこんなふうにしたいなんていうことでやりますけれども、それと同じようなものをセットでつくっておきまして、それを見ていただくことで、どなたでも先生役、講師役をやっていただくと、そのような構成になっています。

まもなく完成いたします。先ほど部数の話が出ましたけれども、2,900部作成予定でございます。額が確定しましたので、増やすということは当面、無理ですがけれども、できるだけ早く配る予定です。それから、県のホームページにも立ち上げようと思っていますので、そこからダウンロードしていただいて、活用していただくこともできると思っております。

いずれにしても、来月には小中学校等の皆さんに集まっていただいて、説明会をいたします。年度が明けても、事務所単位とかそういうところに説明会等もしていきたいと思っています。それから、いろいろなところで、県の家庭支援のコーディネーターの養成をしておりますから、そういったときのテキストとして、あるいは、企業等から要請等をいただきながら、また、出前講座等もやっていければと。そんなような形で、子育てに悩んでいるお父さん、お母さん、保護者の皆さんが、自信を持って子育てしていただけるように活用してまいりたいと思っています。

進藤委員

わかりました。そういう場面をつくらないと、お母さん方は、家庭教育に

ついてしっかり話し合ったり、子育てのことを考えていくという時間をなかなかとれないものですから、ちょうどその冊子ができたのを機会に、県のほうから何かそういう場を仕組んで、全県下へ社会教育ということで積極的に仕組んでいていただきたいということを希望いたします。

今村社会教育課長 ありがとうございます。先ほども先生が言った説明会もするんですけども、平成20年度以降も県の事業、さまざまな機会を通して、テキスト等として活用できるように、また今、計画しているものもございますので、学習の機会、情報提供の機会になればと考えております。よろしく願いいたします。

(奨学金について)

大沢委員 一つお願いがございます。それは、山梨県奨学金貸付条例を廃止する条例が一応通りましたが、これに関係することなのでお願いをしておきたいと思っております。私は7人兄弟がおりまして、一番下の兄弟が奨学金を借りたんです。そのときの説明は、教員になれば返済をしなくていいというふうなことをたしか聞いたはずなんです。返済時期になって教育委員会へ聞いたら、「いや、そんなことはありません」ということなので、結局返したんです。おそらくあの当時は確かにあったと思うんです。教員になれば、返さなくてもいいというふうな奨学金の規定があったと思うんですが、今回の場合もこの廃止について、借りる方々にも、そういう説明をとして、後々、言った、言わない、どうだこうだということがないように、この機会に、「こういうわけでもってこうなりました」という説明をやっていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

討論

小越委員 私が先ほど申し上げました、免許管理システム、これは教員は、この免許更新システムを使わなくても今までどおりできると思っておりますし、先生方の身分が不安定になること、そして、一括人事管理を県教委がするようになりますと、管理の厳格化につながる恐れがありますので、私はこの点につきまして、補正予算に反対をしたいと思います。

採決 起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第50号 平成19年度山梨県教育奨励資金特別会計補正予算

質疑

小越委員 確認ですけれども、7,155万円を一般会計に返すに当たって、その7,100万円は教育委員会関係に使われるということではなく、全部、プールになりますので、どこに使うかわからないということではないんですね。

滝田高校教育課長 資金というか、このお金そのものは、高校教育課固有の財産という考え方をしてございません。県民の財産でありますので、これ以外の高校教育をはじめ、教育委員会の事業に対しては、財政課のご理解もいただきながら、新

たな事業等をこれからも推し進めてまいりますし、このことと切り離して事業等を行われていくと、高校教育課としては考えております。

討論

小越委員

私、先ほどの奨学金貸付条例廃止に反対いたしましたが、これとリンクしておりますので、この特別会計の廃止に反対いたします。

採決

起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 鈴木 幹夫